

事務連絡

平成21年9月17日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における新型インフルエンザの集団発生について（情報提供）

国内における新型インフルエンザに対する対応については、新型インフルエンザ対策本部による「基本的対処方針」、「『基本的対処方針』等のQ&A」及び「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」に従い、行われているところです。

また、新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応については、平成21年6月19日付け事務連絡「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について」（厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）及び同年8月25日付け事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」（厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）において、対応方法をお示ししているところです。

同年第33週（8月21日公表）の感染症発生動向調査によれば、インフルエンザ流行シーズンに入ったと考えられ、今後、新型インフルエンザ患者数が

急速に増加するとともに、施設等における集団発生の発生リスクが高まることが懸念されておりますが、今般、同年8月中旬に発生した社会福祉施設における集団発生の対応事例について、別添のとおりとりまとめましたので、参考とさせていただきますよう情報提供します。

今後の新型インフルエンザの対応につきまして、十分にご留意頂くとともに、管内市町村及び関係機関等への周知徹底を図って頂きますようお願いいたします。

## A 県における社会福祉施設における新型インフルエンザの集団発生について (概要)

### 1. 集団発生の概要

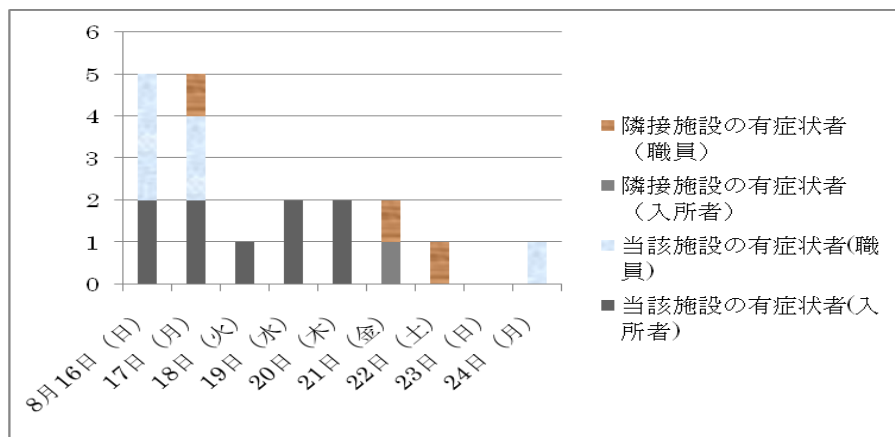
平成 21 年 8 月 17 日、A 県内医療機関から社会福祉施設において、インフルエンザ様症状の患者が複数名発生しているとの報告が B 保健所にあり、翌日患者 2 名の PCR 検査を実施したところ、新型インフルエンザと確認された。

### 2. 患者の発生状況

当該社会福祉施設における有症状者は 15 名(内入所者 9 名:職員 6 名)当該施設に隣接する社会福祉施設における有症状者 3 名(内入所者 1 名:職員 2 名)であった。(発症日別は下記図表に示すとおり。)

発症日別有症状者

	当該社会福祉施設における有症状者 (入所者:職員)	当該施設に隣接する社会福祉施設における有症状者 (入所者:職員)
8月16日(日)	5名(2名:3名)	0名
17日(月)	4名(2名:2名)	1名(0名:1名)
18日(火)	1名(1名:0名)	0名
19日(水)	2名(2名:0名)	0名
20日(木)	2名(2名:0名)	0名
21日(金)	0名(0名:0名)	2名(1名:1名)
22日(土)	0名(0名:0名)	1名(0名:1名)
23日(日)	0名(0名:0名)	0名
24日(月)	1名(0名:1名)	0名
合計	15名(9名:6名)	4名(1名:3名)



### 3. 施設における対応について

6月19日付け「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について」の事務連絡に従って対応。具体的には下記に示すとおり。

- 入所者及び職員がインフルエンザ様症状を呈したため、速やかに医師の診察を受けさせた。
- 簡易検査でインフルエンザA型陽性の職員に自宅待機を指示し、A型陽性の入所者を個室へ転室させた。
- 保健所へ感染者発生を報告し、連携のもとに対応を実施した。
- インフルエンザ様症状のある者にPCR検査を行い、新型インフルエンザ感染が確定した職員及びインフルエンザ様症状のある職員の出勤を停止し、概ね7日間の自宅療養とした。
- 施設内における感染対策（マスク着用、手洗い、消毒等）及び体調不良時の早期受診と職員の出勤前の検温の徹底を図った。

### 4. 自治体の対応について

6月19日付け事務連絡「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について」は、6月下旬に集団指導等で管内の社会福祉施設等に配布、ホームページへ掲載するとともに集団指導を実施。

### 5. 現状について

初発患者の発生から、9日目で集団発生はおさまっている。

### 6. まとめ・考察

自治体において、管内の社会福祉施設等に事前に対応を周知していたこと、当該施設において事務連絡に従って対応したこと等が感染の拡大防止に役立ったものと考えられる。